

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

食は生命を養い、健康を保つために欠くことのできないものです。

そのため、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることをはじめ、それを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要です。

国は、「食育基本法^{※1}」を制定し、国民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進し、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的として「食育推進基本計画」を策定しました。

北海道では『「食」の力で育む心と身体と地域の元気』を目標とした「どさんこ食育推進プラン^{※2}」（第4次北海道食育推進計画）を策定し、道内の食育を総合的に進めることとしています。

三笠市においては、健康寿命は全国平均と比較して上回っていますが、高血圧症のため服薬している割合は全道・全国と比較して高くなっており、また、平均寿命は短くなっています。これらの理由として、炭鉱で栄えた歴史的背景から塩分の濃いものを好む傾向が考えられます。

今後も自然環境や三笠高校などの地域の特性、資源などを生かして、「市民一人ひとりの健全で豊かな食生活の向上」と「食を通じた地域の活性化」を目指し、食のまちづくりに取り組むため、「三笠市食のまちづくり基本条例」を制定しました。これらのことを踏まえ、さらに食育を通じた豊かな食生活の推進を図るため、「食と健やかみんなの未来応援計画」を策定します。

参考※1

農林水産省
食育基本法



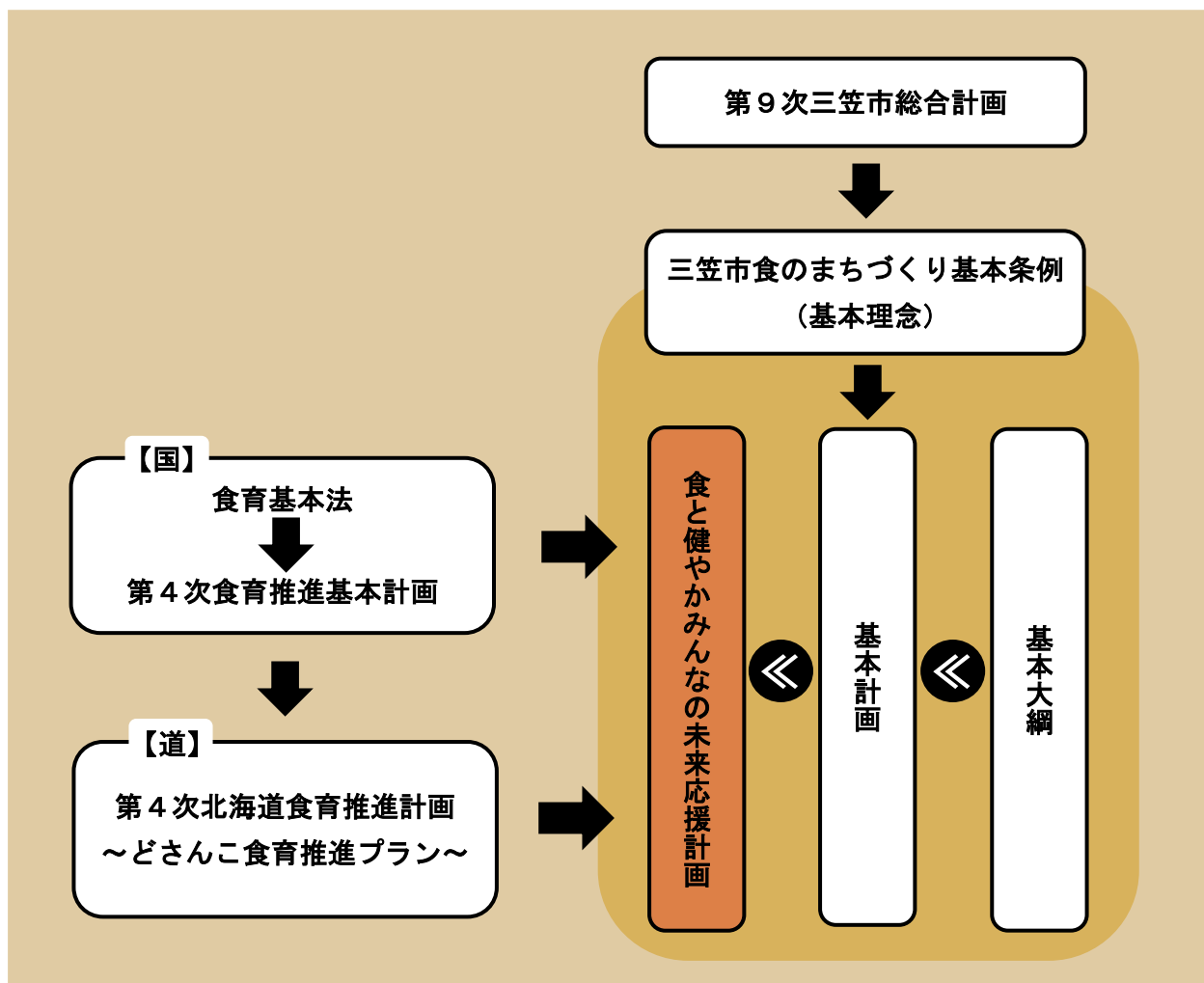
参考※2

北海道
どさんこ食育推進プラン



2 計画の位置付け

この計画は、本市における食育を推進するための基本的な考え方を示すとともに、食育を具体的に推進するための指針として作成するもので、食育基本法第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画として位置付けます。その実施にあたっては、既存の関連計画と連携しながら本市の食育を推進していくこととします。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和11（2029）年度までの7年間とします。なお、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。